

【国民健康保険税の簡易試算表】

※あくまでも目安です。途中で資格異動があった場合や、所得状況による軽減等がかかる場合がありますので、実際の賦課額と相違する場合があります。

手順1：国民健康保険加入者（全員）の令和7年分所得資料をご用意ください。（確定申告書控え、源泉徴収票など）

手順2：下記の欄に一人ひとりの総所得金額等を記載し、基礎控除額を引き、課税標準額を算出してください。

加入者	年齢	令和7年中の 総所得金額等	国民健康保険基礎控除額（注）	課税標準額
	歳	円	— 430,000 円	円
	歳	円	— 430,000 円	円
	歳	円	— 430,000 円	円
同一世帯内のすべての 国民健康保険加入者の数		a 人	課税標準額合計	b 円
※上記のうち18歳以上の 国民健康保険加入者の数		c 人		
※上記のうち40～64歳の 国民健康保険加入者の数		d 人	※上記のうち40～64歳の 国民健康保険加入者の課税標準額合計	e 円

（注）：加入者個人の合計所得金額が2,400万円を超える場合は基礎控除額の金額が減額されます。詳しくは税務課までお問い合わせください。

手順3：上記の表で求めたa～eの値を下記の表の該当個所に当てはめ、各項目の保険税額を算出します。

項目	A：医療分 （加入者全員）	B：後期高齢者支援分 （加入者全員）	C：子ども・子育て支援分		D：介護保険分 （40～64歳の加入者）
			18歳未満 の加入者	18歳以上 の加入者	
所得割額	b 円 × 6.40% =① 円	b 円 × 1.90% =① 円	b 円 × 0.30% =① 円		e 円 × 1.60% =① 円
均等割額	a 人 × 25,500 円 =② 円	a 人 × 7,700 円 =② 円	—	c 人 × 1,320 円 =② 円	d 人 × 8,200 円 =② 円
平等割額	③ 19,700 円	③ 6,000 円	③ 840 円		③ 4,500 円
18歳以上均等割額	—	—	—	c 人 × 60 円 =④ 円	—
計	①+②+③（最高67万円） = A 円	①+②+③（最高26万円） = B 円	①+②+③+④（最高3万円） = C 円		①+②+③（最高17万円） = D 円

手順4：上記の表で求めた、A：医療分 ・ B：後期高齢者支援分 ・ C：子ども・子育て支援分 ・ D：介護保険分 の保険税額をそれぞれ下記の区分で合計すると、目安となる年間保険税額を求めることができます。

（1）40～64歳の国民健康保険加入者がいる場合

A： 円 + B： 円 + C： 円 + D： 円 = 年税額 円

（2）40～64歳の国民健康保険加入者がいない場合

A： 円 + B： 円 + C： 円 = 年税額 円

【国保に関するお問い合わせは・・・】

○国民健康保険税額・納付に関すること 総務部 税務課 市民税係 0763-23-2005

○国民健康保険の手続きに関すること 市民協働部 市民課 国保・年金係 0763-23-2011